

児童手当制度について

●制度の目的

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

●受給できる方(保護者)

上三川町に住民登録があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育する父母等のうち、生計中心者。

※児童手当における生計中心者とは、父母等のうち、所得の多い方になります。

※公務員の方は、勤務先での手続きになりますので、上三川町役場では申請できません。

●児童手当の月額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (※第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限

受給者の所得が限度額以上の場合、児童の年齢に関わらず児童1人当たり一律5,000円を支給します。

扶養親族等の数(人)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960.0
4	774	1002.1
5	812	1042.1

●支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

振込月	6月	10月	2月
支給対象月	2月～5月分	6月～9月分	10月～1月分

●申出による徴収

上三川町では受給者の申出により、児童手当から保育施設利用者負担額・学校給食費の徴収を行っております。

●申請について

おさまが生まれたときや、転出入したときには、15日以内に手続きが必要になりますので、住民生活課までお越しください。

●現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けることができるかを確認するためのもので、6月上旬に各家庭に郵送します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶問い合わせ先=福祉課 子ども・子育て係 ☎56-9130

「粗大ごみ」の処分について

今回は粗大ごみの処分方法についてお知らせします。

《粗大ごみとは?》

- ・たて・よこ・高さのいずれかが50cm以上2.5m以下のもの
- ・重さ100kg以下のもの

(例)自転車・布団・テーブル・たんす など



《処分の方法》

クリーンパーク茂原へ直接お持ち込みください。1回に持ち込める量は軽トラック1台分程度までです。なお、回数は1日1回までとなります。

※ごみステーションには絶対に出さないでください。

《収集運搬代行》

上三川町役場の収集運搬代行を利用することもできます。希望される場合は、役場で手続きをしてください。

▶手数料=1個につき800円

▶収集日=毎週月曜日と木曜日の午後(祝日・年末年始は除く)

※収集日まで自宅(家屋等)の外に出しておいてください。アパートの2階など高層部にお住まいの方は1階まで下ろしてください。

▶問い合わせ先=住民生活課 生活環境係 ☎(56)9131

住民票等証明書のコンビニ交付について

○コンビニで取得できる証明書

1. 住民票の写し

※個人番号や住民票コードは記載されません。

※2人以上世帯の世帯全員の住民票の写しは、1人1枚ずつ印刷されますが、ホッチキス留めはされません。お取り忘れないよう十分ご注意ください。

2. 印鑑登録証明書

※印鑑登録をしていて、その記録をマイナンバーカードに移している方に限ります。

3. 所得証明書

4. 住民税決定証明書

○証明書発行手数料

1通200円

○必要なもの

マイナンバーカード

※カードの受け取り時に設定した4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書用)が必要となります。

○利用できるコンビニ

全国のセブン・イレブン・ローソン・ファミリーマートの各店舗

※マルチコピー機設置店舗のみ

○利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで

※毎年12月29日~翌年1月3日、及びサーバメンテナンス等の保守点検時を除く

▶問い合わせ先=住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125



【マイナンバーカード】



【マルチコピー機画面例】